

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び協議団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
											<p>い、個別に施設費負担が大きいとされており、保護者の負担が大きい。したがって、保育の必要量の確保と質の向上は必要とする観点での利用とする。</p> <p>○支給認定に係る業務は、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。</p> <p>○【地域における課題】子育て世代は、就労の実態(育児休業含む)が生じやすく、認定変更はかなりの数、時間外労働時間や通勤時間の取扱いについても苦情や相談が多く寄せられ、対応に追われている。新制度以前の就労確認のみを行い、保育必要量の区分と支給認定書の廃止(1号含む)をすることにより、様々な事務の軽減となり、保護者、事業者、事業主により負担が軽減されることとされている。</p> <p>○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育時間の保育時間が長時間短縮し、保護者にとってのメリットが少ない、事業者においても、支給認定の変更(認定区分/標準時間/短時間)状況確認(算出)の負担が増え、事務負担増との声が多く聴取されている。保育の必要量においては、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に資し、ひいては施設経営の安定化にも資するものと考えられる。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定書の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ資する一助を認めるべきである。また、申請後、30日以内に支給認定書を送付することと規定されているため、保育料の滞り等も生じている。申請後、30日以内に支給認定書を送付することと規定されているため、保育料の滞り等も生じている。また、申請後、30日以内に支給認定書を送付することと規定されているため、保育料の滞り等も生じている。</p> <p>○児童福祉法においては、各種医療証や半日の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定の在り期間が経過するまで、事務上の負担も大きくなる。また、保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時連絡通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっている。保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にもかかわらず標準と短時間の区分は原則として変更できない。制度改正により標準と短時間の区分を統合し、支給認定書を廃止していただきたい。</p> <p>○制度上、保育必要量の認定等は通常月単位でなされる。実際の保育を必要とする期間は日によって異なるため、制度と実態との乖離が生じている。また、保育料が標準となる。今、保育時間の区分において、就労時間関係上、延長保育を利用する世帯も存在し、延長保育料を別途支払う当該世帯の経済的負担が大きい。さらに、給付費の請求においても、事業主及び検査する市の事務的負担が大きくなっている。保育標準時間及び保育短時間で区分することで、県、県及び市の財政上の利益は存在しないもの、上記の差が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が大きいこととを踏まえ、当該制度を維持し、当該制度を改善することは不十分である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑</p> <p>○支給認定の変更(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな認定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。また、市町村が入園調整を行っている際は、支給認定が有効利用されていないため事務負担のみが増えている。</p>		
22	日 地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の処分に対する弾力化	補助事業により大規模改造等を実施した学校施設を国庫補助完了後10年未満に処分する際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るため、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みと見做る。一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近郊、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組が喫緊の課題となっている。市立看護専門学校については、原簿や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・食の振興交付金を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高知医療圏、さらには高山圏における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年度から、市内の看護師養成機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校(高知市医療会、厚生産科病院、高知市)を統合する構想が検討され、平成28年4月に高山県高知看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校は、平成28年度から高山県高知看護専門学校に統合されることとなる。また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石堤)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～23年度にかけて耐震改修工事を進め、(学校施設整備改善交付金を活用し)大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高知市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組みしており、小規模校である当該3校については、運営学級の解消や専科教員の定数等の問題の解消を目指す統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(売却又は部分売却又はは学校以外の活用策を想定)を検討していく状況にある。このような総論市は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の策定に沿った公共施設マネジメントとして、今後とも取り組むことが望ましい。国庫補助完了10年未満であっても処分を行うことになるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となる柔軟な取組を求めたい。	学校規模適正化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省、文部科学省	高知市			<p>旭川市、雄勝市、部山、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、松本市、広島市、高知市、長崎県</p> <p>○本市においても、学校施設整備改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補修事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余剰とされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を整備する事業に取り組んでいるところである。統合後に廃校となる予めの2つの小学校については、廃校後の有効活用を図ってほしいと考えているが、国庫補助事業を実施した校舎及び屋内運動場等は、財政見通しにおける補助事業からの経年減価とことから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。</p> <p>○子どもたちにとってより質の高い教育環境を維持・確保するため、学校施設整備改善交付金を活用し、計画的に大規模改修等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理が持続できなくなる。学校規模適正化や学校施設の複合化・多機能化の視点などを含めた公共施設の再編に取り組む必要がある。現状では、本市において、国庫補助金を完了後10年未満で大規模改修を行う予定の学校を複数想定しており、更に、急激な減少に注ぎ状況下で、計画的な事業を実施したいとも、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。</p>	
23	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園法が定める幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということでは信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、園々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすことが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	【改正の効果】 地方独立行政法人が運営することにより、独立採算制を原則とした経営ができる。また、地方独立行政法人が保育士等を正規職員として継続的に雇用することにより、安定的な人材確保と待遇面の向上が期待できる。さらに、その効果として職員の意欲向上と質の高いサービスの提供が見込まれる。 【国が進める政策との関係】 町が責任をもって、効率的に質の高い子育て支援を行うことを可能とする本提案は、「地域において子どもが健やかに育成される環境の整備」という認定こども園法の目的に沿うものであるとともに、国が最重要課題として推進する一億総活躍社会の実現や地方創生にも直接的に関係するものである。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町			<p>旭川市、雄勝市、部山、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、松本市、広島市、高知市、長崎県</p> <p>○本市においても、学校施設整備改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補修事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余剰とされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を整備する事業に取り組んでいるところである。統合後に廃校となる予めの2つの小学校については、廃校後の有効活用を図ってほしいと考えているが、国庫補助事業を実施した校舎及び屋内運動場等は、財政見通しにおける補助事業からの経年減価とことから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。</p> <p>○子どもたちにとってより質の高い教育環境を維持・確保するため、学校施設整備改善交付金を活用し、計画的に大規模改修等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理が持続できなくなる。学校規模適正化や学校施設の複合化・多機能化の視点などを含めた公共施設の再編に取り組む必要がある。現状では、本市において、国庫補助金を完了後10年未満で大規模改修を行う予定の学校を複数想定しており、更に、急激な減少に注ぎ状況下で、計画的な事業を実施したいとも、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。</p>	
24	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方独立行政法人法4条が規定する公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	管理番号23に同じ	地方独立行政法人法施行令第4条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		<p>旭川市、雄勝市、部山、いわき市、春日部市、八王子市、海老名市、西尾市、京都市、松本市、広島市、高知市、長崎県</p> <p>○本市においても、学校施設整備改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補修事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余剰とされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合して、新たに「義務教育学校」を整備する事業に取り組んでいるところである。統合後に廃校となる予めの2つの小学校については、廃校後の有効活用を図ってほしいと考えているが、国庫補助事業を実施した校舎及び屋内運動場等は、財政見通しにおける補助事業からの経年減価とことから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。</p> <p>○子どもたちにとってより質の高い教育環境を維持・確保するため、学校施設整備改善交付金を活用し、計画的に大規模改修等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理が持続できなくなる。学校規模適正化や学校施設の複合化・多機能化の視点などを含めた公共施設の再編に取り組む必要がある。現状では、本市において、国庫補助金を完了後10年未満で大規模改修を行う予定の学校を複数想定しており、更に、急激な減少に注ぎ状況下で、計画的な事業を実施したいとも、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び協議団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
27	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	市町村が地域の実情に応じ就学前の教育・保育環境を一体的・包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条 認定こども園に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文科科学省、厚生労働省	福島県、秋田県	北海道、徳島県、高知県、沖縄県	○本県においても同様。事業者が県と市町村と二重に課税を行っている状況であるとともに、地域の実情に適する市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に実施することが制度改正を要する。 ○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県においても、社会福祉法人の施設認可及び施設整備に係る補助事業を行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事業が発生しており、施設の設置を目的とする者においては、県・市それぞれと協議する必要はあるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の重複化の一因となっている。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれ手続きを要している。市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。	保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。	
142	A	権限移譲	医療・福祉	「幼保連携型」以外の認定こども園に「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲	「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	都道府県と中核市に分かれている認定こども園の「認定」と「確認」の申請窓口を中核市に一本化することにより、事業者の利便性が向上する。 また、中核市主体のスケジュール管理が可能となり、当該開設見込みの施設の利用を検討している市民に対する十分な周知ができるようになるなど、市民サービスの向上につながる。 更に、市町村の教育・保育ニーズに応じた類型の認定こども園への移行について、事業者に対し、より積極的に働きかけができるほか、利用定員の設定についても、施設の設置者に直接、協力を求めることができるようになるなど、より計画的に供給体制を確保することができる。	児童福祉法第35条 認定こども園に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文科科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをしなければならぬため、事業者の負担感が大きい。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○本県でも同様の状況にあり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをしなければならないため、事業者の負担感が大きい。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれ手続きを要している。	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」について(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、子ども子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえて、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っている。	
291	A	権限移譲	医療・福祉	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市へ移譲	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に對してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が進むため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文科科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、徳島県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県	○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も複雑になっている。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○本県でも同様の状況にあり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、県と中核市の両方で手続きをしなければならないため、事業者の負担感が大きい。 ○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながるものと考えられる。 ○新制度において、確認を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それぞれ手続きを要している。	中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討していく。	
52	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に関する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るため、協議書の様式の一本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業者の活用は限定されるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、教育機能部分(文科科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとなり、事務手続きの簡素化の効果がない。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されており、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業者の遅延を招くこととなっており、開園が遅れる危険性がある。 さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県の予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが簡便となるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文科科学省、厚生労働省	岡山県、日本創生のための将来世代応援告知事項	旭川市、旭手県、秋田県、茨城県、栃木市、福井県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、徳島県、徳島県、奈良県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	○厚労省、文科省と所管が分かれ補助額が分かれていることで、それぞれ内示を持って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に関するため、早急に工事を進める必要があるため、その影響で準備等の開始が遅くなってしまう。 ○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文科科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金(安心こども基金(厚生労働省所管))を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果は薄いものと考えられる。 ○本県においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国予算の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を使用することとなった。このため、双方で交付の様式や協議書の様式が異なることとなり、協議の手続きを別々に行う必要が生じ、結果として事務の簡素化が図られていないだけでなく、むしろ煩雑化することとなった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒しして提出しなければならず、事前協議書の作成から事業者まで担当の期間を要し、開園スケジュールの遅れ等の影響が生じている。 ○本市においては幼保連携型認定こども園ではないものの、幼保連携型認定こども園に代わって施設整備を予定している幼保連携型認定こども園の整備を進めていくこととして、現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されていない状況となっている。 ○園交交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状況となっており、計付の補助制度が複雑になっている。交付要綱の作成やスケジュールなどが行政と異なるため、円滑な事務の執行に支障を及ぼしている状況にある。また、6月下旬に内示が出るのは毎年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出るようスケジュールを見直す必要がある。 ○厚生労働省より全国的に所要額の減額は交付されない、及び所要額に満たない部分は平成27年度保育所等整備交付金を全て(＝事業経費ではない)との連絡があった。【事業者が確保できない及び事業遅延が発生した場合は対応できない】という懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できない状況である。	ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請期間を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めたい。	
56	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許状の免許管理者の権限移譲	教育職員免許法で規定している「授与権者」としての権限の一部(特別免許状、臨時免許状の授与)及び「免許管理者」としての権限を、政令指定都市の教育委員会に移譲する。(政令指定都市が設置する学校園に係るものに限る。)	任命権(人事情報)を保有する政令指定都市教育委員会が免許授与権の一部(特別免許状・臨時免許状の授与)及び免許管理者としての権限を有することとなり、教職員の人事と免許の管理の一元化が可能となり、政令指定都市の実情に応じたより円滑な教職員の任免等が実現でき。	教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第6条、第9条の2、第9条の2、第9条の4、第10-14条	文科科学省	岡山県	北九州市	○特別免許状・臨時免許状の授与については、都道府県教育委員会の教育職員検定(書類審査)を受けなければならないことになり、免許授与に時間がかかり、教員不在の期間が生じることがある。特別免許状・臨時免許状の授与権限を市に移譲し、広げてもう一つ、授与期間を短縮し、教員不在による教育力の低下を防ぐことができる。また、市内民間企業、私立学校の整備を促進するなどの推進力のある教育の水準維持向上に向けて責任を有する都道府県教育委員会、教員免許授与と併せて、普通免許状だけではなく、特別な事情等がある際に、特別免許状・臨時免許状を授与する仕組みを設け、これらの免許状は後継関係にもあります。このため、免許状の一部を切り分けて特別免許状と臨時免許状のみを政令指定都市に移譲することは適当ではありません。また、免許事務の整理については、制度に関する一定の専門性が求められることとし、その業務も担当であり、免許事務の一部を政令指定都市に移譲することについては、希望しない自治体も多くあることが想定されることから、全国的に移譲することは困難であると考えられます。 また、免許事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条を踏まえ、都道府県教育委員会の権限に関する事務の市町村教育委員会への移譲や、構造改革特別区域法第十九条の規定に基づき特別免許状の授与、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の協議等による臨時免許状授与の円滑化、都道府県教育委員会と市町村教育委員会による免許情報共有の促進等、既存の制度の活用や運用の改善によっても、御指摘の支障事例の大部分は解消されると考えられます。 なお、特別免許状や臨時免許状の授与に当たっては、教育職員検定を行うこととされているため、必要かつ十分な審査を行うために必要な手順や期間については、仮に授与権者が政令指定都市に変わったとしても、大きな違いは生じることはないと考えています。	教員免許制度は、国公私立の全学校の教員の質の保持向上を目的として、教員としての教育活動を行うために最低限必要な知識及び技能を有する者について法令で定められた条件に基づき免許を授与する制度です。このため、自ら学校を設置するときに、両責任担担職員制度を通じた域内の公立学校の公立学校における教育水準の維持向上を図るほか、私立学校の整備を促進するなど推進力のある教育の水準維持向上に向けて責任を有する都道府県教育委員会、教員免許授与と併せて、普通免許状だけではなく、特別な事情等がある際に、特別免許状・臨時免許状を授与する仕組みを設け、これらの免許状は後継関係にもあります。このため、免許状の一部を切り分けて特別免許状と臨時免許状のみを政令指定都市に移譲することは適当ではありません。また、免許事務の整理については、制度に関する一定の専門性が求められることとし、その業務も担当であり、免許事務の一部を政令指定都市に移譲することについては、希望しない自治体も多くあることが想定されることから、全国的に移譲することは困難であると考えられます。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
	区分	分野										
153	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報に関する特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用してできる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事例がある。 【支障事例】 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合		北海道、神奈川県、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	ご承知のとおり、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条等に基づく、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、情報連携により提供できる特定個人情報(情報提供者含む)は、番号法第19条第7号(別表第二)の項により、地方税関係情報又は住民票関係情報とされています。 今回は、地方公共団体において、行政コスト、行政効率の観点から踏まえられた上での提案であると考えられることから、提案の実現に向けて、必要な対応を検討することとした。
155	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用してできる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることと、同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨、目的と別表事務の根拠法令における趣旨、目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校等就学支援金の乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の設計に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱い差異が生じる)。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	高等学校等就学支援金の支給資格の認定に当たって、運用上生活保護受給証明書は保護者等の課税額を証明する書類として課税証明書の代替として使用することができるものとしており、マイナンバーの利用により特定個人情報(情報提供者含む)の範囲に属する特定個人情報の利用を可能とするマイナンバー制度上、別表第二の高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務において生活保護情報を追記することはできないと考えます。その上で、法定事務において必要とされる情報の範囲を超えて、独自利用事務において利用可能な情報を拡大することについては、関係府庁との調整が必要となるものと考えています。
267	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 具体的な支障事例1 【準ずる法定事務】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できないが、市町村民税所得割額は照会できない。 【独自利用事務】肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要 具体的な支障事例2 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。 【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免、総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	京都府、京都市、加古川市、鳥取県、徳島県、大分県、大分県	○独自利用事項の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務など独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等が必要で、具体的な支障事例については、以下のとおりである。 【準ずる法定事務】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務;総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 【独自利用事務】重度心身障害者等の医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報(他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。 【準ずる法定事務】児童福祉法による小児慢性特定医療費の支給に関する事務;市町村民税所得割額 【独自利用事務】子どもの医療費助成に関する事務;準ずる法定事務において入手可能な情報(他に、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額)が必要。 ○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額、均等割額、市町村民税所得割額が照会項目 【独自利用事務】特定不妊治療費の助成に関する事務;総所得額、控除額(例:医療費控除、障害者控除)等が必要 ○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。
196	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかわるマイナンバーの利用をすすめる主体の拡大	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定することとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】 当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同一である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	公益財団法人がマイナンバーを利用できるよう法改正をすることで、奨学金申請者は申請時の添付書類を削減することができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合		北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校等就学支援金がマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付書類を大幅に削減することができる。本県の奨学金事業は、公益財団法人が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報連携ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事業を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学生の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他 (特記事項)	<通共共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
134	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	<p>貴省が指摘している「多大な時間と労力の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、向きから、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その態度、関係市町村に審議会・協議し、上で関係各府による確認を経ており関係と努力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに4か月を要した旨、御回答を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが連携した連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。</p> <p>半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。</p> <p>貴省からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と努力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と努力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴省を含む関係22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に規定する関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等のご提出を求めることにならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。</p>	
302	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<p>貴省が指摘している「多大な時間と労力の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、向きから、提案団体の提出した半島振興計画に対する国からの意見については、その態度、関係市町村に審議会・協議し、上で関係各府による確認を経ており関係と努力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画書の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに4か月を要した旨、御回答を頂いた。</p> <p>半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが連携した連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。</p> <p>半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の实效性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定期間における主務大臣への協議・同意をお願しているところである。</p> <p>貴省からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と努力を要している」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と努力を要した」とは考えていない。</p> <p>なお、国土交通省は、貴省を含む関係22道府県からの全23計画書の提出を受け、半島振興法第3条第2項に規定する関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で御答等のご提出を求めることにならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。</p>	
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。また、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査が行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	<p>離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)、第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するか否かの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。</p> <p>離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出と併せて離島振興計画を提出した付添い、平成26年11月29日付事前連絡(各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼))において都道府県に任意で依頼しているものである。</p> <p>本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と努力を要している」とのことであるが、平成25年度計画策定期間、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であった。また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づき手続において特設変更や調整を求めないことから、ご指摘の「多大な時間と努力を要している」とは考えていない。</p> <p>もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経てこそ法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続を実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第8項、第4項及び第6項から第11項までの規定が適用されるため、都道府県市町村の調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続を、場合によっては複数回行う必要があるが、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。</p> <p>こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。</p>	
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。また、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査が行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	<p>離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)、第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するか否かの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。</p> <p>離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出と併せて離島振興計画を提出した付添い、平成26年11月29日付事前連絡(各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼))において都道府県に任意で依頼しているものである。</p> <p>本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と努力を要している」とのことであるが、平成25年度計画策定期間、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であった。また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づき手続において特設変更や調整を求めないことから、ご指摘の「多大な時間と努力を要している」とは考えていない。</p> <p>もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経てこそ法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続を実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第8項、第4項及び第6項から第11項までの規定が適用されるため、都道府県市町村の調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続を、場合によっては複数回行う必要があるが、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。</p> <p>こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。</p>	